

まちなみ形成事業補助金交付のご案内

尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で、個性的で風格のあるまちなみを創出するため、歴史的建造物・工作物の所有者又は管理者が、建造物等の外観修理、外観変更等の整備をする経費の**3分の2（最大200万円）**を助成します。

※歴史的建造物等とは、建築後長期間年数が経過しており、歴史的資料又は学識経験者等による評価資料等がある建造物・工作物のことです。

※尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域は裏面をご参照ください。

補助金交付申請については次のとおりです。

○補助対象者

歴史的建造物・工作物の所有者、又は管理者であり、以下の要件に該当する方

- ①尾道市税等を滞納していないこと
- ②この補助対象事業に関して国・県・市の制度による他の補助を受けていない方

○補助対象事業

歴史的建造物の外観の修理、外観変更等を行う事業

- ◎建築当時の形態意匠を再現するもの、又は維持するための整備であること
(いずれも根拠資料・説明資料が必要となります。)

○注意事項

- ・補助金の交付は、同じ建造物及び工作物で1回限りとします。
- ・尾道市の景観形成の方針（色彩等の基準）に沿う修景整備であることが必要です。
- ・住居を目的として新たに所有・管理する歴史的建造物等が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に所在している場合は、補助の対象にすることはできません。
- ・歴史的建造物・工作物等であることの根拠資料の提出が必要となります。
- ・まちなみ形成推進委員会を開催して、補助金交付対象とすることについて協議を行い、補助金の交付（もしくは不交付）を決定して、申請者に通知します。

申請・お問い合わせ先

尾道市役所 まちづくり推進課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話 0848-38-9223（直通）

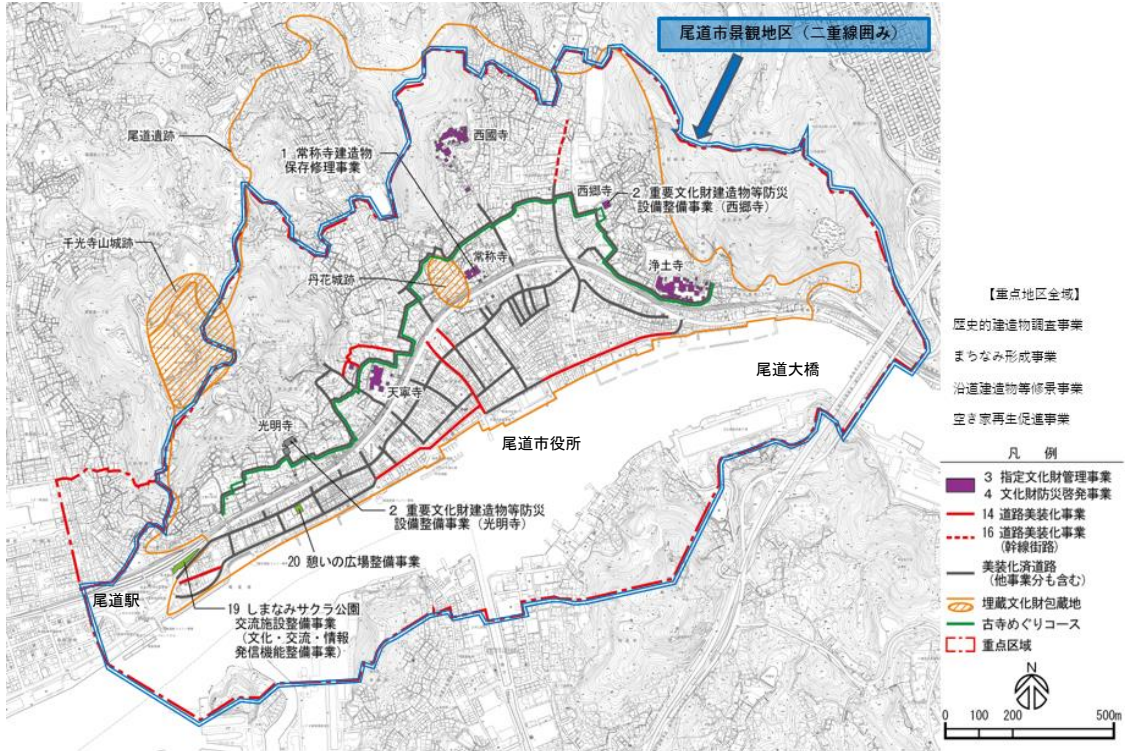
e-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

HP アドレス <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1009.html>

重点区域（補助金事業対象）

※「**— · —**（破線）内」（両地区とも海面を除きます。）

【尾道・向島歴史的風致地区 約207ha】



【瀬戸田歴史的風致地区 約137ha】

